

五監公告第 19号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成27年12月25日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

高齢福祉課

3. 監査の範囲

平成27年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成27年11月30日～平成27年12月22日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理の一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ①介護保険負担限度額認定証について、決定通知書の発行日より、起案書の決裁日が事後になっている事例が多数見受けられる。適切な事務処理に努められたい。
- ②緊急通報装置貸与承認通知書について、貸与予定年月日よりその承認通知年月日が事後になっている事例が多数見受けられる。適切な事務処理に努められたい。
- ③管理備品の中には、単に保管の状態が長期化しているものが見受けられる。五泉市財産事務規則に基づき、有効利用を図るとともに、場合によっては廃棄処分する等、適正な管理に努められたい。

(2) 所見

介護保険料の滞納繰越額は、平成26年度においては17,789千円となっている。介護保険の要支援及び要介護認定者は今後も増加が見込まれ、滞納による給付制限が講じられる利用者の増加も懸念される。公平性を確保する観点からも、担当課との連携を一層密にされ、未納解消に努められたい。